

— あんしん保証パックプラス B 利用規約 —

第 1 章 総則

第 1 条（利用規約の適用）

- ソフトバンク株式会社（以下「当社」といいます。）は、このあんしん保証パックプラス B 利用規約（以下「本規約」といいます。）を定め、これによりあんしん保証パックプラス B（以下「本サービス」といいます。）を提供します。
- 前項の定めに関わらず、別紙に定める各特典のうち以下の各号に定める特典については、以下の各号に定める各社が共同で提供します。提供主体と提供内容に関する詳細は、別紙において定めます。
 - 別紙の特典①（製品保証）、特典②（破損保証）、特典③（水濡れ・全損保証のうち基板の修理のみ）、及び特典⑥（内蔵型バッテリー交換修理割引）における配送修理及び即日修理、並びに特典⑦（オンライン修理割引）における配送修理については、当社、SquareTrade Japan 合同会社（以下「S T J」といいます。）及び iCracked Japan 株式会社（以下「i C J」といい、当社、S T J 及び i C J を総称して以下「三社」といいます。）
 - 別紙の特典⑩（配送交換）については、当社及び S T J（総称して以下「両社」といいます。）

第 2 条（用語の定義）

用語	用語の意味
本契約	本規約に基づいてお客さまと当社との間で締結される本サービスの提供を受けるための契約
お客さま	当社が指定する販売店舗で対象製品を購入し、本規約にもとづき本サービスの申込みをする者
契約者	当社との間で本契約を締結した者
故障等	故障、盗難、紛失、水濡れ・全損等の総称
対象製品	当社が指定するグーグル合同会社及びシャープ株式会社のスマートフォン製品
修理規定	当社が別途定める修理に関する規定
交換製品	未使用又は短期間使用された製品、又は故障修理・外装交換などのリフレッシュを行い新品同様の状態に初期化した製品（外装に小傷がある場合があります）
別紙	本規約の別紙「特典内容と提供条件」
共同サービス	対象製品について、第 1 条第 2 項各号にて定める各特典の一部を、三社又は両社により提供するサービス
特典	本契約及び本規約に基づいて契約者に提供される特別の便益（詳細は別紙に定めます）
配送修理	当社又は三社が行う修理のうち、故障した対象製品の契約者からの受け取りと修理完了後の対象製品の契約者へのお届けを、当社指定の配送業者が行うもの
iCracked 店舗	i C J が運営する iCracked 店舗
即日修理	契約者が対象製品を iCracked 店舗に持ち込んだ場合に、第 1 条第 2 項第 1 号に定める各特典について iCracked 店舗で行われる修理

第 2 章 本サービスの提供

第 3 条（本サービスの概要）

- 当社は、本規約に基づき、契約者が当社所定の手続きを行った場合、別紙に定める各特典を提供します。なお、共同サービスの場合は、三社又は両社によって提供します。
- 前項の当社所定の手続きの方法は、当社ホームページに掲載します。

第 4 条（特典の利用）

- 契約者は、対象製品を当社が指定する修理受付及び修理完了品の引渡などを行う店舗、又は iCracked 店舗に提示のうえ（盗難・紛失等の事

由により対象製品の提示が困難な場合を除きます。)、所定の書類等に署名及び捺印すること、又はオンライン並びに電話にて申し込むことにより、本サービスを利用することができます。ただし、特典⑨（ケータイなんでもサポート）については別途定める利用規約に従うものとします。

2. 当社が指定する修理受付もしくは修理完了品の引渡などを行う店舗、又は iCracked 店舗を介さない修理（総務大臣に登録済業者での修理も含まれます。）によって対象製品の製造番号の変更が行われた場合、契約者は本サービスを利用することができません。
3. 特典①（製品保証）、特典②（破損保証）、特典③（水濡れ・全損保証）における基板修理、特典⑥（内蔵型バッテリー交換修理割引）、特典⑦（オンライン修理割引）、及び特典⑧（メモリーデータ復旧サポート）については、修理完了品引渡時に本契約を締結中であることを利用条件とし、そうでない場合は各特典を利用できないものとします。ただし、修理完了品をご指定の場所へお届けする修理品お届けサービスを利用の場合は修理完了時点で、配送修理を利用の場合は修理受付時点及び修理完了時点で、本契約を締結中であることを利用条件とします。

第3章 契約

第5条（本サービスの提供対象）

本サービスは、申込時にお客さまが指定した対象製品に対して提供され、付属品には提供されないものとします。なお、初期不良等によって対象製品が交換された場合は、交換後の製品を対象製品として提供するものとします。

第6条（本サービス申込の方法）

お客さまは、対象製品の購入と同時の場合に限り、当社所定の手続きにより、本契約の締結を申込みことができるものとします。

第7条（申込の承諾）

当社は、お客さまから本契約締結の申込みがあった場合、以下のいずれかに該当する場合を除き、その申込みを承諾します。

- （1）本規約により本サービスの提供ができない場合
- （2）お申込みを承諾する事が技術的に困難な場合
- （3）申込者が当社に対する債務の履行を怠り、又は怠るおそれがあると当社が判断した場合

第8条（契約者による本契約の終了）

契約者は、本契約の解除をしようとするときは、当社所定の手続きにより届け出るものとします。

第9条（本契約の終了条件）

本契約は、契約者が次のいずれかに該当した場合、それぞれに定める時期に本契約は終了するものとします。

- （1）契約者が、当社が提供するキャンペーン（下取りプログラム、トクするサポート+を含むがこれらに限りません。）に申込み、対象製品が当社に引渡された場合、対象のキャンペーンの適用時
- （2）別紙に定める特典③（水濡れ・全損保証）、特典④（盗難・紛失保証）、又は特典⑪（修理受付終了機種割引）において、当社が指定する対象製品を特別価格で、新たに製品を購入した日

第10条（その他当社による本契約の解除）

当社は、法令で定める場合のほか、契約者が次のいずれかに該当した場合、契約者に対しなんらの催告等を要せず本契約を解除できるものとします。

- （1）本契約の申込時に虚偽の申告をした場合
- （2）本規約の規定に違反した場合
- （3）月額使用料の支払い等の当社に対する債務の履行を怠った場合
- （4）特典の利用状況等が適当でないと判断された場合
- （5）住所変更の届けを怠る等、契約者の責めに帰すべき事由により当社から契約者への連絡等が客観的に不能と当社が判断した場合
- （6）その他当社が不適格と認めた場合

第 1 1 条（本サービス提供期間）

本サービスの提供期間は、第 7 条により申込みを当社が承諾した日から、第 8 条により契約者が本契約を解除する日、第 9 条により本契約が終了する日、又は第 1 0 条により当社が本契約を解除した日までとします。

第 1 2 条（本契約上の地位の譲渡）

契約者が、当社所定の手続きと条件により本契約の地位の譲渡を行う場合、本契約上の契約者の地位は譲受人に譲渡されるものとし、この場合、譲渡人の特典の適用実績もまた、譲受人にそのまま引き継がれるものとします。ただし、本サービスに登録された対象製品の譲受人から本契約の譲渡に同意しない旨の申し出があった場合は、対象製品の譲渡承認の日をもって本契約は終了するものとします。これらは契約者の相続等の場合の承継においても同様とします。

第 1 3 条（月額使用料）

1. 本サービスの月額使用料は、月額 715 円とします。
2. 当社は、当社が別途定める条件を満たす契約者に対して、月額使用料を一定期間無料とする場合があります。

第 1 4 条（月額使用料の支払い）

1. 当社は本サービスの月額使用料を、契約者が指定した支払先に請求します。
2. 契約者は、月額使用料を当社が指定する期日までに支払うものとします。
3. 当社は、契約者が支払った月額使用料の返金はしないものとします。

第 1 5 条（月額使用料の日割り計算）

月額使用料は、請求月に従って計算するものとし、請求月の途中で本契約の締結又は解除があった場合は、次のとおり計算を行います。なお、計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとします。

- （1） 契約締結日を含む請求月の請求は、契約締結日から当該請求月締め日までの日数に従い、日割り計算を行います。
- （2） 契約解除日を含む請求月の請求は、当該請求月の起算日から解除日までの日数に従い、日割り計算を行います。
- （3） 前各号にかかわらず、当該請求期間に締結日及び解除日が含まれる場合は、締結日から解除日までの日数に従い、日割り計算を行います。

第 1 6 条（消費税の計算）

契約者が支払う金額は、本規約の各条に規定する額（消費税法に基づき課税される消費税の額が加算された総額をいいます。）とします。ただし、消費税計算上、本規約において規定する金額と請求金額は異なる場合があります。

第 1 7 条（延滞利息）

契約者は、本サービスの月額使用料その他の債務（延滞利息を除きます。）について、その支払期日を経過してもなお、支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの間の当社が定める日数について年 1 4 . 5 %の割合で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払うものとします。

第 1 8 条（特典の提供義務の免責）

1. 当社は、次の場合には特典の提供義務を免れるものとします。なお、共同サービスにおいては、本条の当社を三社及び両社に読み替えるものとします。
 - （1） 契約者の故意又は重過失によって生じた故障等の場合
 - （2） 契約者が住所変更の届けを怠る等、契約者の責めに帰すべき事由により特典の提供が困難な場合
 - （3） 戦争・動乱・暴動等によって生じた故障等の場合
 - （4） 詐欺・横領等の犯罪によって生じた故障等の場合
 - （5） 公共の機関による差押え、没収等によって生じた故障等の場合
 - （6） 地震・噴火・火砕流・津波・疫病等の天災によって生じた故障等の場合
 - （7） 故障等の原因について虚偽の申告がなされたと明らかとなった場合

- (8) 契約者が月額使用料その他の債務の支払いを怠る場合
 - (9) 前各号に定めるいずれかの事由の発生又は設備等のメンテナンスが必要な場合により、当社において特典の提供が困難な場合
 - (10) その他前各号に準じる事情があると当社が合理的に判断するとき
2. 当社が修理に必要な部品を確保することが困難になった場合は、当社は事前に契約者に周知することなく各特典の提供を一時的に停止する場合があります。

第19条（サービスの中止・変更・廃止）

当社は、当社の都合（修理業者による対象製品の修理対応が終了した場合を含みます。）により、本規約又は本サービスの全部又は一部を変更、中止、又は廃止（以下「変更等」といいます。）することができるものとします。この場合、変更等が軽微なときを除き、当社はあらかじめ、メールによる契約者への通知、当社ホームページへの掲示、その他当社が適当と認める方法により告知を行うものとします。

第20条（免責）

1. 当社による本サービスの提供の中止、変更、廃止等、契約者が本サービスを利用したこと、又は利用できなかったことにより契約者に生じた損害について、当社に軽過失がある場合、契約者が過去1年間に当社に支払った本サービスの月額使用料を賠償額の上限とし、かつ付随的損害、間接損害、特別損害、将来の損害及び逸失利益にかかる損害については、賠償する責任を負わないものとします。
2. 契約者が消費者（消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項の定義によるものとします。）の場合、当社に故意又は重過失があるときは、前項を適用しないものとします。
3. 共同サービスについては、前2項の当社を三社又は両社に読み替えるものとします。

第21条（個人情報の取り扱い）

1. 共同サービス以外においては、当社は、契約者の個人情報を当社プライバシーポリシーに定めるところにより、その目的の遂行に必要な範囲において取り扱うこととします。
2. 共同サービスにおいては、三社は、契約者の個人情報を以下の内容で共同利用します。
 - (1) 共同利用する者の範囲
当社
SquareTrade Japan 合同会社
SquareTrade Inc.（米国カリフォルニア州）
iCracked Japan 株式会社
 - (2) 共同利用の目的
共同サービスの提供
契約者からのお問い合わせへの対応
課金計算及び料金請求
本サービスの品質改善のための分析
共同利用者に關わるサービスの提供可否判断及び提供
 - (3) 共同利用される個人情報
サービス ID、契約者 ID、IMEI（製造番号）、EID（eSIM 識別番号）氏名、住所、電話番号、機種契約番号
 - (4) 共同利用される個人情報の管理責任者
当社の最高データ責任者
3. 共同サービスにおいては、SquareTrade Inc.は、前項に記載した共同利用する個人情報を、いずれもサービス提供やお問い合わせの対応上必要な期間において、日本国外で保管します。
 - (1) 国外の共同利用事業者
事業者名：SquareTrade Inc.（米国カリフォルニア州）
所在国の個人情報保護制度：
個人情報保護委員会の調査結果（https://www.ppc.go.jp/files/pdf/california_report.pdf）をご参照ください。
事業者の措置：
当該共同利用事業者の安全管理措置等を確認し、当社が定める契約を締結することにより、共同利用事業者は、個人データの取り扱い

いについて我が国の個人情報取扱事業者に求められる措置と同水準の措置を講じています。

(2) その他の保管国

下記保管に当たっては、共同利用事業者を通じ、個人データの取り扱いについて我が国の個人情報取扱事業者に求められる措置と同水準の措置を講じています。

保管国： 英国

所在国の個人情報保護制度：

当該国は、個人情報保護委員会が「個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国等」として定めております。

保管国： イスラエル

所在国の個人情報保護制度：

個人情報保護委員会の調査結果 (<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/kaiseihogohou/#gaikoku>)をご参照ください。

4. 当社及び本条第2項第1号で定める当社と共同利用するものは、本条第2項第2号で定める利用目的のため、IMEI（製造番号）を、以下に定める条件に従って第三者に提供します。

(1) 対象製品が Google 合同会社の製品の場合

第三者提供先： Google LLC（米国カリフォルニア州）

所在国の個人情報保護制度：

個人情報保護委員会の調査結果 (https://www.ppc.go.jp/files/pdf/california_report.pdf)をご参照ください。

第三者提供先の措置：

当該提供先は個人データの取り扱いについて我が国の個人情報取扱事業者に求められる措置と同水準の措置を講じています。

(2) 対象製品がシャープ株式会社の製品の場合

第三者提供先： シャープ株式会社

第22条（合意管轄）

本契約に関連して生ずる一切の紛争については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第4章 即日修理に関する特則

第23条（即日修理の概要）

契約者が iCracked 店舗に持ち込んだ対象製品について、申込みをした契約者に対し、三社は第1条第2項第1号で定める修理及び各特典を iCracked 店舗にて提供します。

第24条（即日修理の利用時の注意）

1. 三社が対象製品の状態を確認する前段階として、以下各号に定めるとおり、契約者は対象製品の設定等を行うものとします。

(1) バックアップ

・契約者の必要とするデータ（アプリの登録情報等を含みます。）のバックアップは、事前に契約者自身にてバックアップ等のデータ保護の対応を行うものとします。なお、即日修理に当たり、対象製品のデータ変化・消失等に関して三社は一切の責任を負わないものとします。

(2) 付属品の取り外し

・契約者が対象製品付属のカバー、ストラップ、画面保護シート（これらに限らず、対象製品に付属するアクセサリ等一切をいい、総称して「アクセサリ等」といいます。）について、契約者は、可能な限り取り外した上で、即日修理を利用するものとします。

・iCracked 店舗により、即日修理の提供においてアクセサリ等を取り外すことがあります。

2. iCracked 店舗は、修理の可否・修理料金を、契約者へ通知します。なお、iCracked 店舗が提示した修理料金・修理時間は概算であり、修理料金増額・修理時間の延長等を行う場合があります。また、閉店前1時間以内での対象製品の持ち込みや、一部複雑な作業を要する修理、修理に必要な部品の在庫が一時的に不足している場合については、修理完了が翌日以降となる場合があります。

3. iCracked 店舗の修理に際して、契約者の対象製品内の不具合部品の交換を要する場合、契約者は不具合部品に関して、その所有権を放棄するものとします。なお、対象製品から取り外された不具合部品に関しては、三社においてリユース（故障事由の分析や再生、利用又は廃棄

等を含み、これに限りません。)できるものとしします。

4. 本条第1項から第3項、及び第25条について契約者が同意した場合、その旨を表示するため、iCracked 店舗指定の書面に契約者の氏名を署名するものとし、契約者が署名をした時点で、対象製品の即日修理の申込みがされたものとしします。
5. 対象製品がシャープ株式会社製の防水性能端末の場合、即日修理以外の修理においては防水性能試験を実施しますが、即日修理においては防水性能試験を実施しません。対象製品がシャープ株式会社の防水対応製品の場合で、防水性能試験を希望されるときは、即日修理以外の修理方法をご利用ください。なお、即日修理後も当社修理規定上の無償修理保証が引き続き適用され、iCracked 店舗での修理品質については三社にて確認しておりますが、防水性能を保証するものではありません。

第25条（即日修理対象外）

1. 契約者の提示した対象製品が次の各号のいずれかに該当する場合は即日修理の申込みはできないものとし、申込みの受付後に該当が判明した場合は三社はこれを撤回することができるものとしします。
 - (1) 法令に反する修理が必要とされる場合、又は、その可能性があると三社のいずれかが判断した場合
 - (2) 対象製品が不正契約、不正入手されたものである場合（詐欺、窃取された端末を含みます。）、また三社のいずれかがその可能性があると判断した場合
 - (3) 対象製品が不正改造をしている場合（root 権の取得、OS を不正に非サポートのものへ入れ替えることを含みます。)
 - (4) 対象製品が日本国内で使用できない場合（他国の通信事業者のロックがかかっている端末、特殊な充電器を要する端末等を含みます。)
 - (5) 対象製品のフレームや筐体の損傷が三社の定める修理基準の範囲を著しく超えている場合
 - (6) 対象製品に保証書が添付されている場合で保証書の限定保証が適用される場合、又は修理規定の無料修理保証が適用される場合
 - (7) 当社の通信サービス契約の無い法人契約の場合
 - (8) 対象製品がシャープ株式会社製の対象製品の一部製品（一覧は[こちら](#)）の場合、ディスプレイ交換修理及びバッテリー交換修理以外の修理
 - (9) その他、三社のいずれかの定める修理基準に満たない場合
2. 即日修理の実施において、三社のいずれかが次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、その提供を拒むことがあります。その場合、三社はその理由の提示や説明をする義務を負わないものとしします。
 - (1) 契約者が三社に提出又は提供した情報、資料等について、虚偽の記載、誤記、不備がある場合
 - (2) 契約者による本規約に違反する行為が行われ、又はその他不正な目的で即日修理を利用するおそれがあると判断される場合
 - (3) 契約者が暴力団員、暴力団、その他の反社会的勢力（これに準ずる者を含みます。）と関連を有したことがあり、又は関連を有している場合
 - (4) その他三社が不適当と判断した場合

—（別紙）特典内容と提供条件—

特典①（製品保証）

- 1 本契約締結中は修理規定の保証期間に関わらず、当社は、修理規定の無料修理保証の条件及び範囲において無償修理を提供します。
- 2 修理規定の適用の結果、有償修理となる場合であっても、当社又は三社はこれを無償とします。ただし、特典②（破損保証）に定める筐体（外装）の損傷・破損の場合、又は特典③（水濡れ・全損保証）に定める水濡れ・全損に該当すると当社又は三社のいずれかが判断する場合は対象外とし、それぞれ特典②（破損保証）又は特典③（水濡れ・全損保証）に定める内容で提供します。
- 3 本特典の利用期限は当社ホームページにて定める対象製品の修理受付終了日までとします。

特典②（破損保証）

- 1 当社又は三社は、対象製品の筐体（外装）が破損した場合、以下の代金で破損修理を提供します。
 - （1） 配送修理（三社）及び iCracked 店舗での即日修理（三社）： 一律 1,650 円とします。
 - （2） 上記（1）以外の修理（当社）： 当社が定める破損修理代金から 90%割引後の金額とします。
- 2 本特典の利用期限は当社ホームページにて定める対象製品の修理受付終了日までとします。

特典③（水濡れ・全損保証）

- 1 水濡れによる対象製品の故障又は対象製品の筐体の全損と当社又は三社のいずれかが判断する場合、当社又は三社は、次の（1）（2）のいずれかを契約者に提供します。
 - （1） 基板修理代金の割引
 - ①配送修理（三社）：一律無償とします（ただし、基板修理が可能な場合に限りします。）
 - ②iCracked 店舗での即日修理（三社）：一律無償とします。
 - ③上記①②以外の修理（当社）：一律 5,500 円とします。
 - （2） 当社が指定・販売する製品の特別価格での提供
- 2 契約者は、筐体（外装）の修理が必要な場合、特典②も同時に申し込むものとし、特典②による割引後の当該修理代金を別途支払うものとします。
- 3 本特典の利用期限は当社ホームページにて定める対象製品の修理受付終了日までとします。
- 4 前項にかかわらず、修理用部品の在庫がなくなった場合、本特典は利用できないものとします。
- 5 契約者は、当社が指定・販売する製品を特別価格で購入する場合、契約者の対象製品を当社に引き渡すものとします。
- 6 契約者は、当社が指定・販売する製品を特別価格で購入する場合、その購入と同時に、当該製品を対象として本契約の締結を再度申込むものとします。
- 7 契約者は、以下の当社の各サービス上の以下の特典をご利用になった日から起算して 6 か月間を経過する日まで本特典を利用できません。
 - （1） あんしん保証パック、あんしん保証パック B、あんしん保証パックプラス、あんしん保証パックプラス B、あんしん保証パックライト、又はあんしん保証パックライト B の「水濡れ・全損保証サービス」「盗難・保証」又は「修理受付終了機種割引」
 - （2） スーパー安心パック、又はソフトバンクアフターサービスの「盗難・全損保証」
 - （3） あんしん保証パック(i)、又はあんしん保証パック(i)プラスの「全損・盗難・紛失」又は「修理受付終了機種割引」
 - （4） あんしん保証パック with AppleCare Services、又はあんしん保証パック with AppleCare Services B の「盗難紛失による配送交換」又は「修理受付終了機種割引」

特典④（盗難・紛失保証）

- 1 当社は、次のいずれかの場合、当社が指定・販売する製品を特別価格で提供します。
 - （1） 契約者の対象製品が盗難された場合
 - （2） 契約者が対象製品を紛失した場合
- 2 契約者は、以下の当社の各サービス上の以下の特典をご利用になった日から起算して 6 か月間を経過する日まで本特典を利用できません。

- (1) あんしん保証パック、あんしん保証パック B、あんしん保証パックプラス、あんしん保証パックプラス B、あんしん保証パックライト、あんしん保証パックライト B の「水濡れ・全損保証サービス」「盗難・紛失保証」「修理受付終了機種割引」
 - (2) スーパー安心パック、ソフトバンクアフターサービスの「盗難・全損保証」
 - (3) あんしん保証パック(i)、あんしん保証パック(i)プラスの「全損・盗難・紛失」、「修理受付終了機種割引」
 - (4) あんしん保証パック with AppleCare Services、あんしん保証パック with AppleCare Services B の「盗難紛失による配送交換」「修理受付終了機種割引」
- 3 契約者は、本特典の利用申込時に、盗難・紛失の場合に警察署への届出を証明する書類、又は当社が指定する当該事由を証明するその他の書類を当社に提出するものとします。
 - 4 契約者は、当社が指定・販売する製品を特別価格で購入する場合、購入する新たな製品でも本サービスに申込みものとします。
 - 5 当社は、盗難・紛失のあった契約者の対象製品での当社の通信サービスの利用を制限します。

特典⑤（電池パック無料）

- 1 当社は、対象製品が次のすべてに該当する場合、対象製品の電池パックを本契約締結中に 1 個無料で進呈します。
 - (1) 対象製品が電池パックにて動作する場合
 - (2) 対象製品を 1 年以上利用
 - (3) 本契約締結日から 1 年以上経過
 - (4) 上記の (1) (2) (3) を満たした日から 1 年以内
- 2 前項にかかわらず、当社が対象製品を販売開始した日から起算して 3 年を経過する場合で、当該対象端末の電池パックの在庫がなくなった場合は、本特典は利用できないものとします。
- 3 当社は、契約者の請求書送付先住所、契約者住所、又は契約者指定のその他の住所の何れかに電池パックを送付します。なお、対象製品の電池パックの在庫状況により、送付が遅れる場合があります。

特典⑥（内蔵型バッテリー交換修理割引）

- 1 当社又は三社は、内蔵型バッテリーにて動作する場合でかつ本サービスの契約期間が 1 年以上の場合、以下の (1) から (3) のとおり対象製品の電池交換・修理価格を定めるものとします。なお、本特典は本契約締結中に 1 回のみ提供します。
 - (1) 配送修理（三社）及び iCracked 店舗での即日修理（三社）：一律無償とします。
 - (2) 上記の (1) 以外の修理（当社）：3,300 円相当額の割引とします。
- 2 本特典の利用期限は当社ホームページにて定める対象製品の修理受付終了日までとします。

特典⑦（オンライン修理割引）

当社又は三社は、契約者がオンラインにて配送修理を申込み場合、特典①（製品保証）、特典②（破損保証）、特典③（水濡れ・全損保証）、及び特典⑥（内蔵型バッテリー交換修理割引）に定める各特典適用後の修理価格からさらに 20%割引します。

特典⑧（メモリーデータ復旧サポート）

当社は、契約者に、当社が提供する「メモリーデータ復旧サポート」の利用規約に基づき、無償で同サービスを提供します。

特典⑨（ケータイなんでもサポート）

当社は、当社が提供する「ケータイなんでもサポート」の利用規約に基づき、無償で同サービスを提供します。

特典⑩（配送交換）

- 1 両社は、契約者の対象製品（スマートフォンのみ）が故障・破損した場合、両社が指定する交換製品を 8,250 円で提供します。
- 2 交換製品は対象製品と同一機種（シリーズ・カラー）とします。在庫がない場合は、別途両社が指定する製品とします。
- 3 契約者は、本特典をご利用になった日から起算して 6 か月間を経過する日まで本特典を利用できないものとします。
- 4 両社は、契約者が交換製品の受取りをされない場合、本特典の提供をキャンセルする場合があります。
- 5 契約者に対象製品の割賦代金の残債がある場合、契約者は引き続きこれを支払うものとします。

- 6 両社は、対象製品の利用期間及び修理規定上の無償保証期間を交換製品に引き継ぎます。
- 7 両社は、本特典に関する連絡を電子メールで行うものとします。
- 8 法人契約の場合、受付できない場合があります。
- 9 契約者が交換製品を受領した時点で故障・破損した対象製品の所有権が両社に移転するものとし、初期不良があった交換製品については契約者が新たな交換製品を受領した時点で両社に所有権が移転するものとします。契約者は、故障・破損した対象製品を交換製品の受領から 14 日以内に両社へ返却するものとし、初期不良があった交換製品については新たな交換製品の受領から 14 日以内に両社へ返却するものとします。なお、契約者は交換製品の受領後の返品・キャンセルはできません。
- 10 契約者が対象製品又は初期不良があった交換製品を前項に定める期日までに返送しない場合は、前項は適用されず交換製品又は新たな交換製品の所有権は両社帰属のままとし、契約者は故意・過失の別なく、違約金として未返却 1 台につき 40,000 円（不課税）を当社に支払うものとします。
- 11 違約金の支払い後に契約者が故障・破損した対象製品又は初期不良があった交換製品を両社に返却した場合でも、両社は違約金の返金並びに故障・破損した対象製品又は初期不良があった交換製品の返却は行いません。契約者は、これらに同意するものとします。
- 12 契約者は、USIM カード、SD メモリカード、mini B-CAS カード等付属品を返送物に添付してはならないものとします。添付されていた場合、それら付属品の所有権を放棄したものとみなし、両社が廃棄することに同意するものとします。
- 13 契約者は、自己の責任で対象製品に保存されているデータのバックアップを取り、データを削除した状態で返送するものとします。
- 14 契約者が別途当社と通信サービス契約を締結中の場合、対象製品の返送が確認されるまでは、契約者は機種変更、MNP 等、当社の他のサービス及び手続きを利用できない場合があります。
- 15 当社は、故障・破損した対象製品又は初期不良があった交換製品の返送を確認できない場合、又は本規約に定める契約者の金銭債務が履行されていない場合若しくはそのおそれが高い場合は、交換製品又は新たな交換製品に対して製品ロック等により当社の通信サービスの利用制限を行う場合があります。
- 16 契約者は、SIM 再発行が必要になる場合があります。なお、当社の SIM の場合は当社の通信サービスにおいて別途当社が定める SIM 発行手数料を支払うものとします。

特典①（修理受付終了機種割引）

- 1 当社は、当社が指定する対象製品の修理受付終了日を過ぎてから、対象製品が故障・破損・全損した場合、当社が指定する製品を特別価格で提供します。
- 2 契約者は、本特典の利用の申込時に、対象製品を当社に引き渡すものとします。
- 3 契約者は、当社が指定・販売する製品を特別価格で購入する場合、当該製品でも本契約の締結を申し込むものとします。
- 4 契約者は、以下の当社の各サービス上の以下の特典をご利用になった日から起算して 6 か月間を経過する日まで本特典を利用できません。
 - （1）あんしん保証パック、あんしん保証パック B、あんしん保証パックプラス、あんしん保証パックプラス B、あんしん保証パックライト、又はあんしん保証パックライト B の「水濡れ・全損保証サービス」、「盗難・紛失保証」又は「修理受付終了機種割引」
 - （2）スーパー安心パック、又はソフトバンクアフターサービスの「盗難・全損保証」
 - （3）あんしん保証パック(i)、又はあんしん保証パック(i)プラスの「全損・盗難・紛失」又は「修理受付終了機種割引」
 - （4）あんしん保証パック with AppleCare Services、又はあんしん保証パック with AppleCare Services B の「盗難紛失による配送交換」又は「修理受付終了機種割引」

【更新履歴】

本規約作成日 2021 年 7 月 14 日

改定日 2021 年 7 月 21 日

2022 年 5 月 24 日

2022 年 11 月 29 日

2023 年 6 月 1 日